

広島県公立高等学校入学者選抜における特別措置について

- 疾病又は障害等のため、入学者選抜を受検する際に特別措置を希望する場合は、申請に基づき受検者個々の状況に応じて検討し、特別措置の可否及び実施内容を決定します。

※ 次表は特別措置として検討する内容例の一部を挙げたものです。

特別措置の種別	特別措置の内容例
検査用紙に関する特別措置	<ul style="list-style-type: none">・点字検査用紙の使用・拡大検査用紙の使用・ルビを振り拡大した検査用紙の使用
検査時間に関する特別措置	<ul style="list-style-type: none">・検査時間の延長
検査場や座席に関する特別措置	<ul style="list-style-type: none">・別室での受検・座席位置の変更
持参して使用するものに関する特別措置	<ul style="list-style-type: none">・拡大鏡，補聴器，車椅子等の持参使用
その他の特別措置	<ul style="list-style-type: none">・介助者の配置（移動やトイレの介助等）・代筆による解答・問題文等の読み上げ・ICT等支援機器の使用

- 広島県公立高等学校入学者選抜で特別措置を希望する場合は、受検前に余裕を持って中学校の先生に相談してください。

御不明な点がある場合は、次の連絡先までお問い合わせください。

<連絡先>

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部高校入学者選抜制度推進課

☎082-513-4992